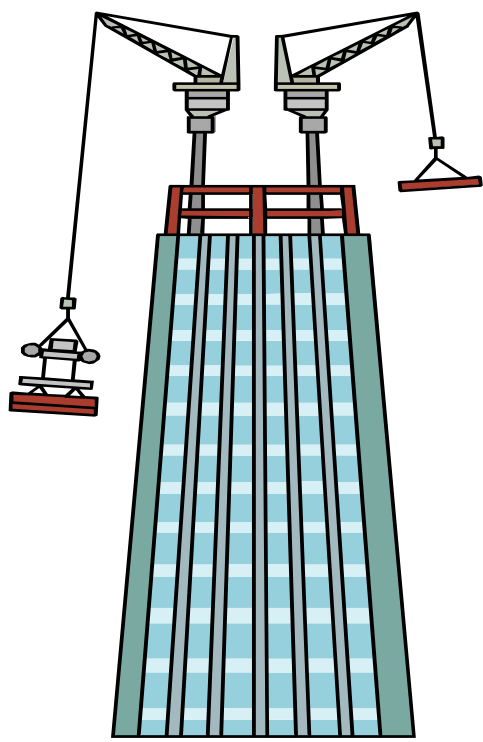


市川市耐震改修助成制度 のご案内

分譲マンション

令和 7 年度版



市川市
街づくり部 建築指導課

★1 『市川市耐震改修助成制度』の概要

この制度は、市民の皆さんが所有し、かつ居住するマンション（下記の補助対象建築物）について耐震改修に要する費用の一部を市が助成することにより、耐震改修の促進を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

申請受付期間：令和7年7月31日（木）まで

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了をなることがあります。

なお、耐震改修設計及び耐震改修工事・工事監理を行う前に、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

（交付決定後に契約し、各申請内容に着手してください。事前に契約した場合は、補助できません。）

★2 補助対象建築物となるマンション

次に掲げる要件を満たす建築物をいう。

- ア 市内に現に存する1棟の建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合を含む。）であること。
- イ 人の居住の用に供する建築物で、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の区分所有者（同条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が2人以上存するものであること。
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- エ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- オ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- カ 地上階数が3以上であること。
- キ 当該建築物の延べ床面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えること。
- ク 延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。
- ケ 設計図書（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち、構造に関する図書が現に存在すること。
- コ マンションの耐震診断（耐震診断助成要綱第2条第6号に規定する本診断に限る。）により算定された構造耐震指標が0.6未満であり、かつ、当該耐震診断の結果について公的機関等（耐震診断及び耐震改修の設計の内容について確認等を行う公益法人等をいう。）の確認等を受けていること。
- サ 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に違反していないこと。

※耐震改修とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいいます。

★3 マンション耐震診断士

補助金交付の対象となる耐震改修の設計及び工事監理は、原則として市に登録したマンション耐震診断士が実施するものに限ります。マンション耐震診断士は、皆さん（市民）が「市川市マンション耐震診断士名簿」より選定します。この名簿は市川市役所建築指導課の窓口や市公式 Web サイトでご覧いただけます。

★4 補助金の種類と額

補助金の種類	補助金の額
耐震改修設計に要する費用の一部	耐震改修の設計に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）。 ただし、1,000,000円を限度とする。
耐震改修工事並びに工事監理に要する費用の一部	耐震改修工事施工者と工事監理者に支払う額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計（マンションの床面積1平方メートルに49,300円を乗じて得た額を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に3分の1を乗じて得た額。 ただし、10,000,000円を限度とする。

★5 マンション耐震改修設計費補助金交付対象者

- （1）管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）であること。
- （2）次に掲げる要件の全てを満たす区分所有者がマンションの住戸数の過半数に現に居住していること。
 - ア 市川市の住民基本台帳に記録をされていること。
 - イ 市川市の市税を滞納していないこと。
- （3）耐震改修の設計に係るマンションについてマンション耐震改修設計費補助金が交付されていないこと。
- （4）マンションの耐震改修の設計の実施について集会（建物の区分所有等に関する法律第3条の集会をいう。）の決議を経ていること。
- （5）マンションの耐震改修の設計が次のいずれかの者により行われること。
 - ア マンション耐震診断士
 - イ マンション耐震診断士以外の建築士事務所に勤務する一級建築士（建築士法第2条2項に規定する一級建築士をいう。）でマンションの耐震診断及び耐震改修の設計の実績を有するもの

※耐震改修の設計については公的機関等により確認を受ける必要があります。

★6 マンション耐震改修工事・工事監理費補助金交付対象者

- (1) 管理組合であること。
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす区分所有者がマンションの住戸数の過半数に現に居住していること。
 - ア 市川市の住民基本台帳に記録をされていること。
 - イ 市川市の市税を滞納していないこと。
- (3) 耐震改修の工事に係るマンションについてマンション耐震改修工事・工事監理費補助金が交付されていないこと。
- (4) 耐震改修に係るマンションの耐震改修の設計についてマンション耐震改修設計費補助金が交付されていること。
- (5) マンションの耐震改修の工事の実施について集会の決議を経ていること。
- (6) マンションの耐震改修の計画が建築基準法第6条の建築基準関係規定に適合するものであることについて確認の申請書の提出を要するものである場合にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。第7条第3項において「耐震改修促進法」という。）第17条第3項の計画の認定を受けていること。
- (7) マンションの耐震改修の工事が建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている建設業者により行われること。
- (8) マンションの耐震改修の工事監理が一級建築士により行われること。但し、耐震改修工事を施工する建設業者の工事管理者が当該耐震改修工事の工事監理をする場合、工事監理費は対象外とする。

★7 代理受領制度

申請者が耐震改修設計を行った設計者又は耐震改修工事を行った施工業者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、設計又は工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を設計者又は施工業者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接設計者又は施工業者に支払います。

★8 手続きの流れ・添付書類

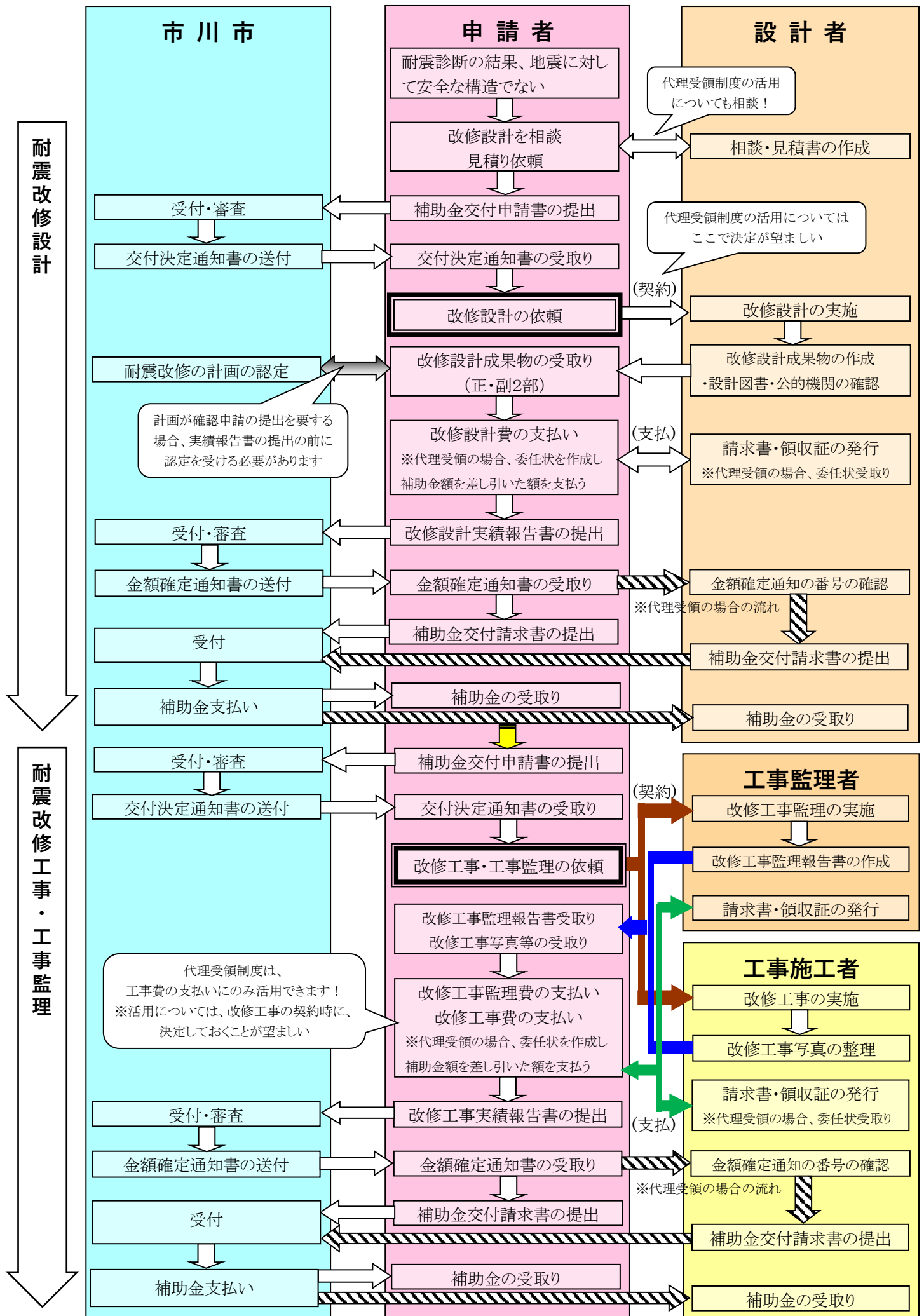
○改修設計費補助金の「交付申請書」及び「実績報告書」の添付資料は次のとおりです。
 なお、※1 から※4 までの書類は耐震診断助成の申請時に提出したものから変更がない場合は提出不要です。

交付申請書	☐ マンションに係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し （確認済証がない場合は、台帳記載事項証明書その他の当該マンションの建築年月日が分かるもの） ※1 ☐ マンションの配置図、平面図、立面図その他耐震改修の設計を行うマンションを確認することができる書類 ※2 ☐ 面積表その他のマンションの用途別及び階別の面積を確認することができる書類 ※3 ☐ マンションの構造関係図書の目次の写し ※4 ☐ マンションの耐震診断の結果の報告書及びその内容を要約した書類 ☐ マンションの耐震診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証する書類 ☐ 管理組合の規約 ☐ 法人である管理組合にあっては、法人登記事項証明書 ☐ 各専有部分の区分所有者（共有の場合にあっては共有者全員）の氏名及び居住の有無の一覧表 ☐ 現に居住する区分所有者の専有部分に係る登記事項証明書（現在事項証明書）又は登記事項要約書 ☐ 現に居住する区分所有者の住民票 ☐ 現に居住する区分所有者が市川市の市税を滞納していないことを証する書類（市税完納証明…納税・債権管理課（第1庁舎2階）が発行するもの） ☐ マンションの耐震改修の設計を実施することの決議書 ☐ 市川市マンション耐震診断士名簿に登録していない者が設計を行う場合にあっては、市川市マンション耐震診断士名簿登録要件を満たす者であることを証する書類 ☐ マンションの耐震改修の設計に要する費用の見積書又はその写し ☐ その他市長が必要と認めた書類
実績報告書	☐ マンションの耐震改修の設計に係る設計図書 ☐ マンションの耐震改修の設計の実施に関する契約書の写し ☐ マンションの耐震改修の設計に要した費用の領収証その他の契約書に定められた費用の支払を証する書類の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

○改修工事・工事監理費補助金の「交付申請書」及び「実績報告書」添付書類は次のとおりです。なお、※1 から※3 までの書類は耐震診断助成の申請で提出したものから変更がない場合は提出不要です。

交付申請書	☐ 面積表その他のマンションの用途別及び階別の面積を確認することができる書類 ※1 ☐ 法人である管理組合にあっては、法人登記事項証明書 ※2 ☐ 管理組合の規約 ※3 ☐ 各専有部分の区分所有者（共有の場合にあっては共有者全員）の氏名及び居住の有無の一覧表 ☐ 現に居住する区分所有者の専有部分に係る登記事項証明書（現在事項証明書）又は登記事項要約書 ☐ 現に居住する区分所有者の住民票 ☐ 現に居住する区分所有者が市川市の市税を滞納していないことを証する書類（市税完納証明…納税・債権管理課（第1庁舎2階）が発行するもの） ☐ マンションの耐震改修の工事を実施することの決議書 ☐ マンションの耐震改修の工事を行う建設業者が建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し ☐ マンションの耐震改修の工事監理を行う一級建築士の免許証の写し ☐ マンションの耐震改修の工事に要する費用の見積書又はその写し及びその内訳書 ☐ マンションの耐震改修の工事監理に要する費用の見積書又はその写し （工事監理費が補助対象外の場合は、マンションの耐震改修の工事を施工する建設業者の役員等で当該マンションの工事を管理するもの及び工事監理をする者の氏名を明らかにした報告書） ☐ その他市長が必要と認める書類
実績報告書	☐ マンションの耐震改修の工事の内訳書 ☐ マンションの耐震改修の工事の状況及び当該工事に用いた資材の写真 ☐ マンションの耐震改修の工事監理に関する報告書 ☐ マンションの耐震改修の工事の実施に関する契約書の写し ☐ 工事に要した費用の領収証その他の契約書に定められた費用の支払を証する書類の写し ☐ 工事監理費が補助対象の場合は次に掲げる書類 ☐ マンションの耐震改修の工事監理の実施に関する契約書の写し ☐ 工事監理に要した費用の領収証その他の契約書に定められた費用の支払を証する書類の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

<マンション耐震改修設計・工事補助金交付手続きの流れ>



問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課
047-712-6337

市川市役所 第2庁舎2階
(〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号)

詳しくは

市川市公式ホームページ

市川市 耐震 補助金

